通所介護・通所型サービス　重要事項説明書

（　令和　　年　　月　　日　）

Ⅰ．運営規定の概要

１．目的及び方針

目　的　：介護サポートコンパスの従事者が、要介護・要支援状態にある方に対して適正な通所介護を提供する事を目的とする。

方　針　：通所介護従事者は、利用者が可能な限りその能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう介護・機能訓練を行うとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を行う。事業の実施にあたっては、関係機関と綿密に連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

２．事業者の名称等

事業者名：有限会社コンパス
　　法人代表者　内林浩次
事業所名：介護サポートコンパス
住　所　：東京都江戸川区東葛西６丁目２９番１７号
連絡先　：電　話　０３－３６８８－６８８７　ファックス　０３－３６８８－１９９８
　　緊急時　０９０－３９０２－２３２１
指定番号：東京都・江戸川区　１３７２３０２３９６
サービス提供地域：江戸川区

３．営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日　：月曜日～土曜日
休　日　：日曜日、１２月３１日～１月３日、その他事業所が定めた休日
営業時間：（月～土）午前８：１５～午後５：１５
サービス提供時間：（月～土）午前８：３０～午後５：００

Ⅱ．職務内容と責任者

⑴　東京都指定通所介護（通常規模事業所）
⑵　江戸川区指定通所型サービス（独自／定率）
⑶　事業所管理者：佐藤　由紀江（さとう　ゆきえ）

Ⅲ．守秘義務

ご利用者様及びそのご家族様より提供いただいた情報、サービス提供時に知り得た情報等は、契約期間及び終了後においても決して他言する事なく秘守いたします。

Ⅳ．利用料金

⑴　利用料金：別紙契約書及び別紙契約書に添付されている料金表にてご確認ください。
⑵　支払方法：毎月末締めでご請求します。翌月２０日までに現金または銀行振込（振込手数料はご利用者様負担）、口座振替にてお支払いください。
⑶　振込先　：朝日信用金庫　東葛西支店　（普）０１５６５９５　口座名義　有限会社コンパス

Ⅴ．契約の解約

ご利用者様からのお申し出によりこの契約はいつでも解約することができ、それに係る料金は一切かかりません。

Ⅵ．苦情等相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談・苦情を承ります。

［当事業所窓口］

介護サポートコンパス　　担当：左　寿美、佐藤由紀江、内林浩次

電話：０３－３６８８－６８８７　受付曜日（月）～（金）受付時間８：３０～１７：００

当所以外に、以下の相談窓口に苦情を伝える事が出来ます。

［その他窓口］

江戸川区　福祉部　介護保険課　相談係

電話：０３－５６６２－００６１　受付曜日（月）～（金）受付時間８：３０～１７：００

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課

電話：０３－６２３８－０１７７　受付曜日（月）～（金）受付時間９：００～１７：００

Ⅶ．虐待防止

ご利用者様の心身、権利擁護の観点から各種ハラスメント行為はじめ虐待の防止に努めます。

（1）　責任者の設置　　：管理者　佐藤由紀江

（2）　従業員研修　　：年に１回以上

（3）　マニュアル検討会：年に１回以上

Ⅷ．身体的拘束等について

原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、ご利用者様・ご家族様に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）切迫性・・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

（2）非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

（3）一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

Ⅸ．業務継続計画

万が一の災害や感染拡大に備え、業務を中断させない。やむを得ず中断した場合にも可能な限り短期間で業務を再開させるための計画を作成し訓練や研修を行います。

（1）　災害対策委員長　：法人代表　内林浩次

（2）　従業員研修　　：年に１回以上

(3)　BCP 検討委員会　：年に１回以上

Ｘ．非常災害対策

万が一の災害に備え、避難訓練や通報訓練を実施します。

(1)　防災避難訓練　　：年２回（４月・１０月）

(2)　通報訓練　　：年１回（１０月）

(3)　マニュアル検討員会：年に１回以上

XI．衛生管理等

(1)指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

令和　　年　　月　　日

通所介護・通所型サービスの提供開始にあたり、利用者及びその家族に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　東京都江戸川区東葛西６丁目２９番１７号
名　称　　介護サポートコンパス
管理者　佐藤　由紀江　　印

説明者　　印

私は、本書面により事業者から通所介護・通所型サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者　　住 所

氏 名　　印

（代理人）　住 所

氏 名　　印

本人との関係